

秋田県告示第146号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成24年秋田県告示第184号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1第3号の表に次のように加える。

7	鹿角市	令和5年4月1日
---	-----	----------

第1第4号の表に次のように加える。

7	三種町	令和5年4月1日
---	-----	----------

第1第7号の表に次のように加える。

5	三種町	令和5年4月1日
---	-----	----------

第1第8号の表に次のように加える。

14	三種町	令和5年4月1日
----	-----	----------

第1第20号の表に次のように加える。

10	三種町	令和5年4月1日
----	-----	----------

第1第22号の表に次のように加える。

12	三種町	令和5年4月1日
----	-----	----------

第1第23号の表に次のように加える。

10	三種町	令和5年4月1日
----	-----	----------

第1第35号の表に次のように加える。

11	井川町	令和5年4月1日
----	-----	----------

第1第36号の表に次のように加える。

7	井川町	令和5年4月1日
---	-----	----------

第1第39号の表に次のように加える。

8	井川町	令和5年4月1日
---	-----	----------

第1第48号の表に次のように加える。

15	北秋田市、井川町	令和5年4月1日
----	----------	----------

第1第50号の表に次のように加える。

12	井川町	令和5年4月1日
----	-----	----------

第1第51号を次のように改める。

51 条例別表第51の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市、大館市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町	令和5年4月1日

第1第52号を次のように改める。

52 条例別表第52に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、大館市、男鹿市、羽後町	平成17年4月1日
2	横手市	平成17年10月1日
3	能代市	平成18年3月21日
4	鹿角市、北秋田市、にかほ市	平成18年4月1日
5	潟上市	平成18年10月1日
6	由利本荘市、大仙市	平成19年4月1日
7	三種町、五城目町、美郷町	平成20年4月1日
8	仙北市	平成21年4月1日
9	東成瀬村	平成22年4月1日
10	湯沢市、八峰町、大潟村	平成23年4月1日
11	小坂町	平成24年4月1日
12	上小阿仁村	平成25年4月1日
13	井川町	平成26年4月1日
14	藤里町	平成27年4月1日
15	八郎潟町	令和2年4月1日

第1第53号を次のように改める。

53 条例別表第53に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	市町村（能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。）	平成17年4月1日
2	仙北市	平成17年9月20日
3	横手市、にかほ市	平成17年10月1日
4	三種町	平成18年3月20日
5	能代市	平成18年3月21日
6	八峰町	平成18年3月27日

第1第54号を次のように改める。

54 条例別表第54に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	男鹿市、由利本荘市、八郎潟町	平成17年4月1日
2	にかほ市	平成17年10月1日
3	八峰町	平成18年3月27日

第1第55号を次のように改める。

55 条例別表第55に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、にかほ市	平成19年12月28日
2	北秋田市、仙北市	平成20年4月1日
3	潟上市	平成21年4月1日
4	鹿角市	平成23年4月1日
5	男鹿市	平成24年4月1日
6	由利本荘市	平成25年4月1日